

入 札 条 件
(価格変動に対する契約条件)

公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和6年6月改正）第7条において、スライド条項の運用基準の策定や適切な契約変更の実施等が公共発注者の責務とされている。

本工事についても、契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えた、いわゆるスライド条項（静岡県建設工事請負契約約款第25条）を適切に運用するとともに、発注者は受注者からの協議の申出等について適切に対応する。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和7年12月改正）第13条第2項に基づき、資材価格の高騰等の理由で受注者から契約変更の協議の申し出があった場合には、発注者は誠実に協議に応じる。

なお、詳細については、各種スライド条項運用マニュアルを参照されたし。

(参考 HP)

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukoji/1003485/1028869.html>